

入 札 説 明 書

「沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造（プレハブ）事務所の基本・実施設計及び工事監理業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 業 務 名 沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造（プレハブ）事務所設計及び工事監理業務
- (3) 履行場所 沖縄県中央児童相談所（那覇市首里石嶺町 4-404-2）
- (4) 業務内容 軽量鉄骨造（プレハブ）事務所の基本・実施設計及び工事監理業務を行う。
- (5) 契約期間 契約締結の日 ～ 令和 8 年 3 月 13 日（金）
- (6) 仕 様 書 別紙「仕様書」参照

2 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和 7・8 年度 建築コンサルタント（県内）入札資格者名簿に登録されている者であり、かつ、軽量鉄骨造（プレハブ）事務所の基本・実施設計及び工事監理業務を一括して請け負える者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。））でない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

4 入札説明書に対する質問及び回答入札に参加しようとする者は、書面により質問をすることができる。

- (1) 質問期間 令和 7 年 8 月 8 日（金） ～ 令和 7 年 8 月 19 日（火）
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 （土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- (3) 提出方法 書面（別紙質問票）を持参、郵送、電送（メール、FAX）により提出すること。
- (4) 回答方法 沖縄県ホームページに掲載する。
- (5) 回答期日 令和 7 年 8 月 20 日（水）
- (6) 問い合わせ及び提出先 沖縄県中央児童相談所 総務班

5 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時： 令和 7 年 9 月 3 日（水） 14 時開始

(2) 入札場所： 沖縄県中央児童相談所 多目的ホール

6 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじにより落札者を決するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。

(3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

8 入札保証金に関する事項

別紙「入札保証金説明書」による

9 参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：県が通知を行った日の翌日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県中央児童相談所 総務班

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出すること。電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したものがあつた場合。なお、新築建設契約、仮設建物賃貸借契約いずれも可とする。

11 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 一般競争入札参加申請書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、提出された一般競争入札参加申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された一般競争入札参加申請書は公開しない。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。